

令和 6 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和 6 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和 6 年 7 月 1 8 日 (木) 午後 1 時 0 0 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階委員会室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	代 表 教 育 委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 元 行 博 君
	委 員	稲 田 滋 君
	委 員	高 橋 太 朗 君
	委 員	酒 井 康 生 君
	委 員	飯 田 ひ と み 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長	久 下 和 宏 君
子 ど も 未 来 創 造 局 長	藪 本 正 博 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 部 長	今 中 美 穂 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 部 長	浅 井 文 彦 君
子 ど も 未 来 創 造 局 小中一貫教育推進監兼副部長	柴 田 大 君
子 ど も 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監	高 取 貞 光 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	濱 口 悟 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	山 田 睦 美 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	村 田 麻 子 君
子 ど も 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長	遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長	渡 邊 弘 君

学 校 生 活 支 援 室 長
放 課 後 子 ど も 支 援 室 長
児 童 生 徒 指 導 室 長
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長
中 央 図 書 館 長

宇 根 彩 美 君
六 島 拓 也 君
赤 城 龍 一 君
森 川 祥 充 君
大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事
教 育 政 策 室

中 村 友 美 君
山 田 麻 衣 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件
- 日程第 4 箕面市受験料等助成金交付要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市保育所等給食に係る物価高騰支援補助金交付要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市立小学校及び中学校の学校医解職及び委嘱の件
- 日程第 12 箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 15 生徒指導の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和 6 年第 7 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今の報告とおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、山元代表教育委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 2「教育長報告」を行います。いよいよ明日終業式を迎え、夏季休業に入ります。水難事故や熱中症について十分に気をつけてもらわなければいけません、子どもたちには長期休業中にしかできないことにぜひチャレンジしてもらいたいと思っていますところです。教育委員会委員関係ですが、7 月 5 日に社会を明るくする運動統一活動があり、教育委員の皆さんには朝早くから登校指導をしていただきました。次に教育長関係ですが、7 月 5 日に大阪府都市教育長協議会の 7 月定例会が開催されました。令和 7 年度の大阪府教育予算等に対する要望書や文部科学省の予算等に対する要望書についての部門協議を行いました。7 月 10 日に 2025 大阪関西万博児

童生徒招待事業の説明会及び会場視察がありました。各学校に対しての意向調査をしていましたが、その意向調査結果の報告がありました。例えば箕面市の学校の場合は、「事務局側にバスを手配してほしい」、「本校で自前のバスを用意する」、「公共交通機関とシャトルバスを組み合わせで行きたい」、「できたら希望する日に行きたい」というような様々な報告について説明がありました。今後の予定が示されまして、意向調査がまとまりましたので、これから貸切バスの手配や具体的な調整に入ります。7月から10月までの間にその調整が行われると聞いています。例えば、貸切バスについては、支援学校や小学校低学年から優先的に割当てを行っていくため、結果として第3希望までの割当てが困難な学校がある場合は、バスの手配が可能な日に変更したり、交通手段を変えたり、参加について検討したりする等の調整がそのあとにあるようです。10月中にその調整を行い、調整結果が説明会で説明されるということになっております。主な質問についても報告がありまして、パビリオンが限定的で、そこにしか行けないというようなことになるのではないかとされていますが、事務局側としては、「この学年の場合はこのようなパビリオンに行くのがよいのではないか」というように複数の選択肢を提供することで協会側と調整しているということです。また、バスの乗降所からゲートまでの距離が遠いという話ですが、これについてもできるだけ負担のないように、ゲートに近いところで停められるよう調整をしているということでした。下見につきましては、開幕後は下見が可能との説明が以前からありましたが、今般は開幕前の段階においても、下見ができるように協会に申し入れているという説明がありました。そのあと、万博会場を視察しました。規制されているため、バスの中から見るところと、バスから降りて歩きながら視察をするところがありました。専門家と我々で視点が違うかと思いますが、私の感触としては大丈夫なのかなというのが率直な感想でした。先ほど言いましたバスの降り場について、バスの中からの視察でしたが、かなり近くで乗降でき、バスを降りてからの距離は大したことないなというふうに思いました。パビリオンが目の前に迫っている感じでしたので、それほど負担ではないのかなという感じでした。10月に向けて再調整があるということなので、その調整結果によって具体的に検討していきたいと思います。行事報告ですが、毎年実施しております日本財団のあすチャレ！スクールがありました。今回は車いすバスケットボールを実施しましたが、長年継続して取り組んでいるというのは全国的にも珍しいということで、今回新たに提案がありました。あすチャレ！スクールでは車いすバスケットなど様々なことをしますが、それとは別に、運動会で何かプログラムを組み込んでいただけないかと提案がありました。「健常者と車いすが必要な子どもと一緒に車いすで競技をするようなプログラムを入れていただければ全面バックアップするため一度考えてください」というお話がありました。当事者

でもある先方のスタッフのかたは、子どもの頃から車いすを使われていますが、「運動会の徒競走でハンディをもらうのは、自分としては非常に納得ができない。みんなは50メートルを走るのに、自分はゴールの手前の10メートルぐらいから参加するというようなことは、大人側は善意のつもりでも、私たちは悔しくて仕方なかった。」というような思いを持っておられ、このようなプログラムを提案されました。運動会・体育祭の日程を午前中に絞っているため、その中にプログラムを加えるのはなかなか難しい現実がありますが、検討してみる価値はあるのかなというふうに思っています。以上、教育長報告といたします。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第15、報告第58号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、日程第3、報告第51号「長期休暇中における箕面市学力保障・学習支援事業の追加実施に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本件は、国が令和5年度の補正予算により拡充した「こどもの生活・学習支援事業」を令和6年度も継続して実施することになり、本事業を活用し、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とし、長期休暇中における学習支援を拡充するため、本要綱を制定する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。「学力保障・学習支援事業」を利用している高校3年生及び中学3年生の生徒のうち、児童扶養手当受給世帯または住民税非課税世帯に該当する受験生に対し、学生サポーターの派遣による学習支援を長期休暇中に週1回を限度に追加で実施するものです。なお、本要綱につきましては、令和6年7月9日から施行しています。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第51号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第4、報告第52号「箕面市受験料等助成金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：本件は、国が令和5年度の補正予算により拡充した「こどもの生活・学習支援事業」を令和6年度も継続して実施することに伴い、本市でも継続して事業を実施するため、引用する要綱を改正する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。第6条におきまして、交付の対象となる期間について、「令和5年1月29日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日」に改め、第8条第2項におきまして、助成金の交付申請書の提出期限について、「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、様式第1号（第8条関係）におきまして、「令和5年度」を「令和6年度」に改めるものです。また、本要綱につきましては、令和6年4月1日から適用することとしています。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（飯田ひとみ君）：受験料は1人当たりいくら支払うのでしょうか。また、事業の中の学習計画に基づいて支払われるのでしょうか。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：大学受験料につきましては、5万3000円を上限として補助します。模試につきましては、高校3年生は上限8000円、中学3年生は上限6000円の補助をさせていただくものでございます。

○委員（飯田ひとみ君）：学習支援を受けたかたがこれを使われると思います。が、その学習支援というのは学習計画に基づいて勉強を進められているという認識で間違いはないですか。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：学生サポーターをそれぞれに派遣していますので、学生サポーターと協議しながら、また学校とも相談した上で、この事業についても応募という形になります。そのため学習計画に基づき、その枠組みの中で決められているというふうには理解しております。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第52号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、議案第66号「箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長：本件は、支援学級在籍児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、支援教育の振興に資することを目的に学用品費や給食費等の一部を補助する「特別支援教育就学奨励費制度」について、文部科学省において補助金算定にかかる制度改正が行われたことに伴い、関係規定を整備するため、本要綱の一部改正をご提案するものです。支援教育就学奨励費の所得要件は、国が示す算定要領に準じて実施しておりますが、令和6年度より、算定要領の「収入額」及び「需要額」の算定方法が改定されることから、必要な様式を改正するものです。また、令和6年度の審査においては、改正前の基準を用いて認定した場合も補助金算定の対象となることが国において示されているため、市の事業実施においても、令和6年度の審査に際し、改正前の認定基準を用いた認定も可とする旨を規定するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第66号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、報告第53号「箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、対象となる児童に関する記載を改めるため、要綱を改正する必要性が生じたことから、教育長が臨時に代理しましたので報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第53号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、議案第67号「箕面市保育

所等給食に係る物価高騰支援補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求め
ます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、物価高騰が続く中、これまでどおり栄養の量とバランスを保った給食を提供する保育所等に対し補助を行うため、必要な事項を定めた要綱の制定を提案するものです。補助額につきましては、保育所、認定こども園、未移行幼稚園、地域型保育事業所の事業者に対して、各施設の定員区分に応じて10万円から200万円の補助額を支給いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 物価高騰のため、保護者の負担の軽減を目的に、保育所、認定こども園、未移行幼稚園、地域型保育事業所に補助金を出すということですね。そのうち市外の幼稚園、認定こども園に行っている子どもはだいたい何人ぐらいいますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 未移行幼稚園を含め市外の園に通っている市民の数ですが、総計2392人のうち箕面市内が1364人のため、約1000人のかたがたが市外の園に通っているという状況でございます。また、主な分布ですが、吹田市が261人、次に豊中市が214人、池田市が204人、能勢町が197人、茨木市が118人となっております。

○委員（稲田滋君）： 物価高騰支援補助金交付要綱については、市内の施設に対して10万円から200万円まで出すということで、市外の保育所等には出していないということですね。市外に行っている人が約1000人おられますが、全体の4割くらいですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 箕面市内が57%、市外が43%でございます。

○委員（稲田滋君）： 43%の人が市外へ行っているのですね。市外に行っている人の内訳は吹田市が261人で1番多く、次いで豊中市が214人、池田市が204人、能勢町が197人ということですね。そのため、そのかたがたは物価高騰支援補助金を享受できないということですね。ただ、池田市や豊中市、能勢町などにも同じような制度があれば、そのかたがたにも恩恵が行き渡るとのことですね。それぞれの市町が箕面市と同じように物価高騰支援補助金があるのかどうか重要ですが、どうですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 方針を決めていない自治体もございますけれども、吹田市は昨年と同様に、吹田市内に通う子どもに対して補助を行っております。

○委員（稲田滋君）： 吹田市内に通う子どもということは、吹田市民のみに補助するということですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　吹田市の園に通ってる人が対象のため、市外の子どもも含みます。

○委員（稲田滋君）　：　市外の子どもも含めるということですね。

○教育長（藤迫稔君）　：　事業者に対して補助しているということですよ。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　事業者に対して補助しています。

まず、箕面市は事業者に対して補助していますので、箕面市外から来られるかたも対象になります。吹田市も同様です。豊中市の場合は市民が算定対象なので箕面市民は対象になっていません。高槻市と茨木市はまだ方針が未定です。池田市は今年は実施しないと聞いております。

○委員（稲田滋君）　：　池田市について、実施しないということは、市内の子どもと市外の子どものどちらに対しても補助しないということですね。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　これと別で、大阪府が広域的に取り組んでいる大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業というものがございます。これは去年1月に第1弾を行い、そのあと9月、今年1月と3回行っています。これは保育施設のみならず、介護施設なども含めた事業所に対して、「利用者定員×1500円」を物価高騰の補助として支援しています。この事業の対象は、市民かそうでないか関係なく、全員にあたるものなので、今年に第4弾があるのかどうかは未定ですが、今後注視していこうというふうに考えております。

○委員（稲田滋君）　：　能勢町はどうですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　能勢町は実施していないと聞いています。

○委員（稲田滋君）　：　これは実施するかしないかというのは、国の制度によりますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　まず国から市への補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というものがございます。これが各自治体に割り当てられたあと、各自治体の裁量により、全事業のうちどこに充てるか決められます。箕面市はこれに充てていますが、各自治体はどう充てるかというのは各自治体の事情によるというところです。

○委員（稲田滋君）　：　各自治体の事情によって補助金を出したり出さなかったりするということがありますが、例えば吹田市は、箕面市と同じように補助金を出しているため、吹田市に行ってる子どもたちはそれなりの恩恵を受けられているということですね。それ以外の豊中市、池田市、能勢町は、制度がなかったり、市内在住の子どもには補助しているけれど、市外の子どもには補助していないということですね。多くの人々が物価高騰で困っているため、箕面市外の園に行っている人々は恩恵を受けられないということにならないような制度設計や他市町に対する働きかけを一生懸命やっていただきたいです。誰もが物価高騰

支援補助金の恩恵を受けることができるような形にぜひともしていただきたい
と思いますので、これからもその働きかけをよろしくお願いします。

○教育長（藤迫稔君）： 豊中市は市民のみを対象に市内の事業者に補助して
いますが、その補助金のスキームはどのようになっているかわかりますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 対象者にどのように払うかとまでは
わかりませんが、1号認定のかた月額480円、2号認定のかた570円でし
て、それぞれの「単価×児童数」を事業所に補助しています。

○教育長（藤迫稔君）： 個人にではなく、事業者に補助するのは間違いないで
すね。箕面市の場合は、定員を基礎に計算しているため、個人の居住地にか
かわらず、全員が対象になりますが、豊中市の場合は、事業者に豊中市民の人数
を報告してもらい、豊中市民の人数分のみを事業者に補助するようなスキーム
になっているのでしょうか。

○子ども未来創造局担当部長： 箕面市も箕面市民を算定対象として補助してい
ましたので、私立幼稚園であっても認定こども園であっても、無償化以降、箕
面市の子どもが何人いるかというのは確実に把握しております。箕面市も昨年
は「単価×人数分」の補助をしていました。各園の対応としては、その園に通
っている全員に対して、物価高騰を理由に値上げをした後、箕面市の子どもの
みを対象に市から入ってきた補助金分を還付するという対応をしていました。
豊中市の園などもそのようになさっている可能性もあるのかなと思っています。
一旦全員に値上げをしておいて、自分の市の子どもにだけ還付する手法も箕面
市の園ではあったので、そのような運用をされているのかと推測しております。

○教育長（藤迫稔君）： 稲田委員がおっしゃるように、箕面市に来ている豊中
市の子どもには補助しているのに、豊中市に行っている箕面市の子どもには補
助されていないというのはやはりおかしいと思うので、なかなか協議するのは
難しいですが、まずは北摂市長会か何かの時にぜひこれを言っていきたいと思
います。7市3町が箕面市と同じ要綱にできたらよいと思いますので、ぜひ意
見を言っていきたいなと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第67号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案ど
おり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、議案第68号「箕面市保育
士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求め
ます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　本件は、新たに正職員の常勤保育士として市内民間保育所等での採用が内定した者に就職支援補助金を交付するとともに、指定保育士養成施設の在学期間中に実習または短時間労働者として勤務したことがある者に補助金を加算して交付することにより、市内民間保育所等の保育士確保を支援し、早期離職を防止するため、必要な事項を定めた要綱の制定を提案するものです。補助額につきましては、受給要件を満たす新規採用保育士には２０万円を支給し、実習または短時間労働者として勤務した者に対しましては、１０万円を加算した計３０万円を支給します。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）　：　こちらの補助についてはよいと思いますが、これ以外にも様々な補助制度があるかと思います。それぞれの補助制度につきまして、効果検証を行っていただきたいと思います。是非ご検討ください。

○代表教育委員（山元行博君）　：　要望ですので、ぜひよろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第６８号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第９、議案第６９号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　本件は、補助対象事業の実情に合わせた補助基準額の変更、新たな給付対象施設種別の追加を行うため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の一部改正を提案するものです。保育所における嘱託医手当加算費補助金のうち、年３回の健康診断に係る記載を削除します。次に、支援保育対策費補助金のうち、支援児の担当保育士１人当たりの基準額２９０万円を３００万円に改めます。次に、延長保育対策費補助金のうち、補助額を実施時間に応じた基準額に改めます。最後に、本要綱の補助対象施設に関する記載を改めます。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第６９号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第１０、議案第７０号「箕面市私

立幼稚園補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、支援教育補助金における補助基準額算定方法の見直しを行うため、箕面市私立幼稚園補助金交付要綱の一部改正を提案するものです。従来の補助基本額の算定方法は、支援教育の加配職員1名に対する補助金の上限額を290万円から300万円に改めます。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： いつから290万円という金額に決めていたのかを教えてください。

○子ども未来創造局担当部長： いつからという年次ははっきりとわかりませんが、20年以上前です。

○委員（稲田滋君）： 20年以上前に290万と決めたということですね。20年経ち、大幅に物価高騰をしている、人件費も上がっているという時代に300万はどうかと思いますが、その辺りはどう考えてますか。

○子ども未来創造局担当副部長： 予算要求のなかで他市の状況等を含めて考えました。他市が300万円かもう少しあるかぐらいのところだったので箕面市は300万円ということになりました。

○委員（稲田滋君）： 担当保育士1人当たりの基準額ですよ。お金を払えば1人雇えるというのが基準額ということで考えたらいいですか。保育士の給料が低い、国も含めて箕面市も様々な支援をしてきた経過があったにも関わらず、本当にこれでよいのかと思いますが、ひとまず290万から10万アップして300万に増額となったということですね。今、金額を上げたからまた20年置いておくのではなく、他市の金額に合わす必要もないので、他の情勢も見ながらいろいろ検討して金額を上げていただきますようよろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第70号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第54号「箕面市立小学校及び中学校の学校医解職及び委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長： 本件は、第2回教育委員会定例会において議決いただきました箕面市立小学校及び中学校の学校医委嘱の件のうち、学校医1名から辞職願が提出され、新たな学校医を委嘱する必要が生じ、教育

長が臨時に代理いたしましたので報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第54号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第55号「箕面市立図書館協議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。

○子ども未来創造局中央図書館長： 本件は、箕面市立図書館協議会委員から解職願が提出されたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を任命する必要性が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、報告するものです。2名を解職し、新たに2名を任命するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第55号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第13、報告第56号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第56号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第14、報告第57号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和6年6月13日に開催い

たしました令和6年第6回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、
箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第57号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第15、報告第58号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第58号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案5件、報告8件は、全て議了いたしました。教育長にお返しいたします。

○教育長（藤迫稔君）： これをもちまして、令和6年第7回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時21分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）